

マイナポイント申込期限の延長について

マイナンバーカード発行の遅延に伴い、マイナポイント申込期限が延長されました。マイナンバーカードを取得された方は、以下の期限までにお手続きをしてください。

＜マイナポイント手続きについて＞

選択した決済サービス利用・チャージ金額に応じて付与 (マイナポイント最大 5,000 円分)	マイナポイントの申込期限 令和5年9月30日^①
健康保険証利用申込み (マイナポイント 7,500 円分)	※一部の決済サービスにおいては、9月30日以前の異なる期限を設定していることがあります。
公金受取口座の登録 (マイナポイント 7,500 円分)	

◎役場窓口でマイナポイント手続きする場合

役場窓口でもマイナポイント手続きを行っています。予約は不要です。
(役場窓口で手続きできる期限は、令和5年9月29日^②まで)
持ち物は以下のとおりです。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁の暗証番号)
- ・マイナポイントを付与するキャッシュレス決済サービス(ナナコ、コジカカードなど)
※15歳以上の方は、本人名義のものに限る。
- ・本人名義の通帳もしくはキャッシュカード

☎三島町役場 町民課町民係 ☎(48)5555

三島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の新設について

町では、2050年までの二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指した「三島町ゼロカーボンビジョン」を策定しています。このビジョンの実現に向けて、家庭での再生可能エネルギー設備の導入を推進するため、町内における住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、今年度より補助金を交付します。
※交付決定前に着工した場合には、対象になりませんのでご注意ください。

補助交付予定件数	4件
補助金額	1kwあたり60,000円(上限4kw 240,000円)
補助対象システム	次のいずれにも該当しているもの ・住宅の屋根等に設置した太陽光発電設備(未使用品) ・低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの ・太陽電池の最大出力が10kw未満のもの
補助対象者	次のいずれにも該当している方 ・町内に居住、又は居住予定の方 ・電力会社と電力供給契約を締結している方(予定を含む) ・町税を滞納していない方
申請方法	対象システム設置前に指定の申請書・添付書類等を提出
実績報告	工事完了から30日以内または、交付決定した年度の3月31日のいずれか早い日までに指定の実績報告書・添付書類等を提出

- ・福島県住宅太陽光発電補助制度との併用が可能で、併用した場合に1kwあたり10万円、最大で40万円(上限4kw)の補助金が併用できることになります。
- ・要綱および申請書などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

☎三島町役場 地域政策課 ☎(48)5533

高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ

町では、高齢者の肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。対象となる方のうち今年度65歳になる方には予診票をお送りします。その他経過措置対象者などで接種を希望される方は、予診票をお渡ししますので、申し込みをお願いします。

申し込み方法 町民課保健福祉係まで、お申し込みください。

肺炎球菌とは・・・

肺炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの原因となる細菌で、高齢者の肺炎の一番多い原因菌です。特に高齢者での重篤化が問題になっています。ただし肺炎の原因は、この菌だけではないためすべての肺炎を予防できるわけではありません。接種後効果は少なくとも5年間は維持します。

【対象となる方】

- 65歳となる方(昭和33年4月2日から昭和34年4月1日生まれの方)
(予診票を送付しますので申し込みは不要です。)
- 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウィルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 経過措置対象者**
70歳となる方…(昭和28年4月2日から昭和29年4月1日生まれの方)
75歳となる方…(昭和23年4月2日から昭和24年4月1日生まれの方)
80歳となる方…(昭和18年4月2日から昭和19年4月1日生まれの方)
85歳となる方…(昭和13年4月2日から昭和14年4月1日生まれの方)
90歳となる方…(昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日生まれの方)
95歳となる方…(昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日生まれの方)
100歳となる方…(大正12年4月2日から大正13年4月1日生まれの方)
※1～3いずれも、肺炎球菌ワクチンの予防接種を今までに1度も受けたことがない方が助成対象となります。

【接種期間・接種場所】

期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日 場所：県内医療機関

【接種費用(自己負担額)】

負担額：2,000円(料金は8,763円程度)※生活保護を受給している方は無料です。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48)5565

クマの出没にご注意ください！！

今年は雪解けが例年より早く、これから農作業をはじめる方も多い時期となります。冬期間冬眠をしていたクマが目覚め、町内各地においてエサを求めて出没するおそれがあります。

また、福島県において、ツキノワグマの出没が多発するおそれがあることから、令和5年3月20日付けで「クマ出没注意報」が発令されていますのでお知らせします。クマとの不意の遭遇を避けるため、以下の点にご注意ください。

- クマの行動が活発化する明け方、夕暮れは特に注意してください。
- クマの接近を防ぐため、家の周りに生ゴミや残飯、収穫した作物を出さないでください。
- 農作業などで山に入る際は、鈴を鳴らしたり、ラジオをつけるなどしてください。音を出す道具が無い場合は、時々手を叩く、音を出すなどの手段もあります。

クマを目撃した場合や足跡、農作物の被害等を発見した場合は、**区長を通して**役場産業建設課にご連絡ください。

☎産業建設課 産業建設係 ☎(48)5566

三島町狩猟免許取得等補助金

町では、野生鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、人的被害、農林水産物等への被害防止を図るため、狩猟免許取得等に係る費用を補助します。

- 【補 助 額】**費用の3分の2以内かつ上限 15 万円**
※狩猟免許、猟銃等所持許可、猟銃等購入、狩猟登録に係る経費等が対象となります。
- 【補助対象者】**①町内に住所を有し、かつ、居住する者**
②三島町猟友会に所属し、町が委嘱する鳥獣被害対策実施隊員として5年以上従事することを確約した者
- 【募集期間】**随時受付** ※免許等を取得予定の方は、事前にご相談ください。
- 【その他】
◇補助の対象となる経費についての詳細は、お問い合わせください。
また、狩猟免許取得等を考えている方は、ご相談ください。
◇免許等の更新者への補助については、対象の方へ別途案内します。
◇野生鳥獣の捕獲には、わな免許等の取得に加え、原則として県や町の許可または狩猟登録等が必要となりますのでご注意願います。

☎産業建設課 産業建設係 ☎(48) 5566

三島町農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

町では本年7月に農業委員が任期満了を迎えるにあたり、「三島町農業委員会の委員等の定数に関する条例」に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集します。

区 分	農業委員	農地利用最適化推進委員
活動内容	・農地法の規定による、農地利用に関する許認可、進達 ・違反転用等の是正指導 ・農業委員会及び各種会議等への参加	・担い手への農地利用の集積の調整 ・耕作放棄地の発生防止、解消に向けての調整 ・農地法の規定による許可申請及び届出に係る現地調査 ・必要に応じて農業委員会及び各種会議、研修会への参加 (議決権は無し)
定 数	7 名 (※過半数は認定農業者)	3 名
任 期	令和5年7月20日から 令和8年7月19日まで	農業委員会から委嘱された日から 令和8年7月19日まで
報 酬 (年 額)	1 5 2 , 0 0 0 円	1 2 1 , 6 0 0 円
身 分	非常勤の地方公務員特別職	
応募方法	①個人（農業者等3名連名）または法人・団体の 推薦 ②個人による 応募	
資格・要件	農業に関する識見を有し、農地利用の最適化に関する業務等を適切に行うことができる者（農業者でなくても可）	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
募集期間及び提出方法	①応募用紙については、農業委員会事務局にて配布します。 また、町ホームページからもダウンロード可となります。 ②応募期間は、4月7日㊥～5月1日㊦までの25日間となります。 ③推薦用紙または応募用紙に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ提出してください。 ④農業委員と農地利用最適化推進委員どちらにも応募できますが、両委員を兼ねることはできません。	
公 表	募集終了後、町ホームページにおいて応募状況を公表予定	

☎ 農業委員会事務局 ☎(48) 5566

農地取得に係る「下限面積要件」が撤廃されます

「下限面積要件」とは、農地法第3条の許可要件の1つであり、経営面積が小さいと生産性が低くなり農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが予想されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可することができないものです。

町においては、町内全域を10a（1,000㎡）、空家バンクに登録されている物件に付随する農地については0.01a（1㎡）と設定しています。

これからの地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれた「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が、令和5年4月1日より施行され、農地法の下限面積が撤廃されることになりましたのでお知らせします。

ただし、農地法第3条の許可要件は他にもあるため、農業委員会にて審議し許可することとなりますのでご注意ください。

☎農業委員会事務局 ☎(48) 5566

【アメシロ防除】動力噴霧器を貸し出します

アメシロ防除用に動力噴霧器の貸し出しを行います。希望される地区は、防除の日程等をお知らせください。

- 実施方法 動力噴霧機及びタンクの無料貸し出しによる実施
※地区の方の軽トラック等での運搬にご協力をお願いします。
- 経 費 薬剤費及び燃料費は、町が負担します。

☎産業建設課 産業建設係 ☎(48) 5566

霜による被害にご注意ください

三島町防霜対策本部を設置しました

【設置期間】3月22日㊤～6月2日㊦

農作物の被害を未然に防ぐため、三島町防霜対策本部を設置しています。
霜注意報が出た場合には、防災無線による町内一斉放送を行います。また、霜による被害が出た場合には、役場産業建設課までご連絡ください。

霜注意報が出た場合の町の対応

時間帯	対応内容
8：30～19：00	防災無線による町内一斉放送
19：00～（翌朝）8：30	各農家にて対応

☎産業建設課 産業建設係 ☎(48) 5566

令和5年度 ヒロロ細工定期教室

内 容	ヒロロ細工自由作成 それぞれの進捗に応じて講師が指導いたします。まずは、見学や体験からご参加ください。
実施日時	毎週第1、3、5㊥ 9：00～16：00
場 所	工人の館（大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上394）
指 導 員	渡部ユキ子先生
受 講 料	町民・特別町民の方 無料 町外の方 1日2,000円 半日（3時間以内）1,000円 ※材料代別途
定 員	定員24名
申し込み	三島町生活工芸館 ☎(48) 5502